

居宅介護支援重要事項説明書

1 名称等

事業所名	わかばケアサポートセンター 3
所在地	静岡市葵区古庄 5 丁目 3 - 1
連絡先	TEL 054-294-7666 FAX 054-655-1763
営業日	月曜日～金曜日（12月30日から1月3日までを除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

2 職員体制

職 種	勤 務 形 態	人 員 数
主任介護支援専門員	管理者兼務	1 名
介護支援専門員	デイ相談員兼務	1名以上

3 利用料

(1) 介護支援サービスの利用料金

原則として、要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

	要介護1, 2	要介護3, 4, 5
居宅介護支援費 (i) 取扱件数、45件未満	1,086単位/月	1,411単位/月
居宅介護支援費 (ii) 取扱件数、45～60件未満	544単位/月	704単位/月
居宅介護支援費 (iii) 取扱件数、60件以上	326単位/月	422単位/月

*保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき各支援費の料金×10.42の料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

(2) 加算

初回加算	300単位	退院・退所加算	(I) イ	450単位
入院時情報連携加算 (I)	250単位		(I) ロ	600単位
	(II) 200単位		(II) イ	600単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位		(II) ロ	750単位
ターミナルケアマネジメント加算	400単位		(III)	900単位
通院時情報連携加算	50単位			

(3) 交通費

サービスを提供する通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

(4) その他

支払方法

ご利用者負担はありませんが、介護保険料を滞納した場合は介護報酬10割負担となり、自己負担が発生する場合がありますが、その場合は月ごとの精算とし、毎月月末までに前月分の請求をいたしますので、10日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

4 サービス利用方法

① サービス利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結した後サービスの提供を開始いたします。

② サービスの終了

一 お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

二 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前迄に文書でご通知致しますとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介いたします。

三 自動終了

以下の場合、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ お客様の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- ・ お客様が亡くなった場合

四 その他

お客様やご家族などが、当事業所に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

5 当事業所の居宅介護支援事業者の特徴

① 運営の方針

介護保険をご利用になる介護の必要な方やご家族のご要望を尊重し、心身の状態や家庭の状況等を考慮して、適切なサービスができるよう支援いたします。

② 居宅介護支援の実施概要等

- ・ 当事業所の介護支援専門員はお客様からのご相談に応じ、「要介護認定の申請代行」を行い、要介護認定結果を待って、お客様からのご依頼によって総合的なサービスの調整を行い、援助いたします。
- ・ サービスの実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの調整に努めます。

- ・ サービスの提供にあたっては特定のサービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならない等を踏まえ、前6ヶ月に作成した居宅サービス計画書における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合について文書等（別紙）で説明を行います。
- ③ サービス利用のお客様のために
 - ・ サービスの質の向上のために、介護支援専門員への研修を定期的に行います。

6 虐待防止への取り組み

利用者の尊厳の保持や人格の尊重、人権尊重の観点から、虐待の発生やその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の必要な措置を講じます。

当該事業所従業員又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

7 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生や拡大を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修等の担当者を定め取り組みます。

8 業務継続計画の策定

感染症や災害発生時においても、業務を継続、又は早期に業務再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練等の実施に取り組みます。

9 サービスの苦情相談窓口

提供したサービスに苦情がある場合、又は作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。

サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、次項の連絡先までご連絡下さい

苦情担当	連絡先 054-294-7666 F A X 054-655-1763 担当 櫻田 清子（主任介護支援専門員）
------	---

- 当事業所以外に、市町村の苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

静岡市介護保険課	054-221-1377
----------	--------------

10 当事業所の概要

法人種別・名称	一般社団法人 わかば会
代表者役職氏名	理事長 岩下 収
所在地	〒420-0812 静岡市葵区古庄4丁目3-11
電話	054-655-1771
FAX	054-294-8593

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者

所在地	静岡県葵区古庄5丁目3-1
名 称	わかばケアサポートセンター3
職氏名	介護支援専門員

印

私は、本書面により事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名 印

代理人 住 所

氏 名 印